

200  
四  
卷之二

卷之三

物 件 の 現 示	東京都板橋区成増1-28-9			
名 称 ・ 室 番 号	成増第5ビル	/ 階	102	母室
面 積	59.8坪 (18坪)			
構 造	鉄筋コンクリート建屋	根	柱	榦
販 售	（うち消費税込）円	販賣費 共益費	（うち消費税 金）	円
保 証 金	（うち消費税込）円	（うち消費税 金）	（うち消費税 金）	円
敷 金	立	立	立	円

賃貸人ビル開発株式会社と、賃借人イリード企画の間に於いて借地借家法第40条による一時使用目的の建物賃借

契約を締結する。

図1 系 風宣人は医道人に対し次の一時使用の目的で鑑物を貰及せる。貰及人は  
下の目的以外に鑑物を應用してはならない。  
一時使用の目的・内容（具体的に記載する）。

見狀的念本

第 2 条 貸與店の初期は、平成 23 年 6 月 / 日から平成 23 年 8 月) / 曰  
までとする。この契約は更新及び期間の延長はないものとする。  
第 3 条 貸借人は、貸付が田舎未日本までに翌月分を賃貸人の住所に持去駅では送  
金して支払う。貸料が賃貸料金の半額、公租公課の地租、近隣の貿易との

第4条 他の供用者及び小説の使用は歴代人の負担とし、  
財物に附する程は公印及び書物の主延印分の使用に専用と  
せよ。

第5点 育物は現状のまま使用するものとし、買戻人の承認なくして、販売他の取扱・取扱または付物の改造、著作取扱、復原販売をしてはならない。

1、貢献の豆知識をはつたとき  
2、公共交通広場のため設置の取扱し又は他用取止の理由が発生したとき  
3、その理由が如何に違反したこと

**第三回** 賢道は、眞實が居たところへ至る途次に、突然、お見合ひをして、お見合ひにならぬといふ。賢道人は、眞實が居たのを覺ゆぬ間に、お見合ひをして、お見合ひにならぬといふ。

第 9 款 不規則が終了したときは、賃借人は自己の所有物を自己の使用で収去し現状に復したうえで明渡さるものとする。この場合各目的のいかんを専わざる  
租料・工事料等の請求を行わないものとする。

第 10 款 選定承諾人は、本契約に至つて専任入の一切の債務を認承して承認する。  
不規則に附し専任を生じた場合には、専任主承諾者には別に問い合わせをもつて認証解消する。

第 11 款

資料來源：東京信開金庫  
（普通）2008/9/5 出爾羅絲（香港）危  
急

上記契約の証として、本契約書を 2 通作成し各自各捺印の上各一通を保管する。

平成23年5月14日 東京都知事(8)第43228号  
底版(03)3975-~~2522~~

住人 氏名 ..... 代表取締役 渡邊 勝  
住所 所在地 ..... 〒600-8301 京都府京都市中京区東山二条  
開発株式会社

佳人  
氏名：劉野心  
年齡：一三一九

住 所 ..... 通  
姓 名 ..... 通

取引主任者  
王廷魁  
印  
氏名  
王廷魁  
監督者  
忠誠公司  
印

中華人民共和國郵政部印  
郵政編碼：100000  
三版郵票  
郵政局